

作成日 2025/08/12  
改訂日

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

製品名	切断砥石 両面補強 AHX 外径106mm×厚さ1.0mm/1.2mm ノンスリップタイプ
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
推奨用途	切断作業
SDS作成上の留意点	本SDSは、原料および加工で生じる粉塵等についての情報となります。
整理番号	M251118

## 2. 危険有害性の要約

## 化学品のGHS分類

健康有害性	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2A 皮膚感作性 区分1 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性)
環境有害性	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肺) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(胃 肝臓 呼吸器 骨 齒 神経系 腎臓 全身毒性 膀胱) 水生環境有害性 短期(急性) 区分1 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示

注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
H319 強い眼刺激  
H335 呼吸器への刺激のおそれ  
H350 発がんのおそれ  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肺の障害

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による胃、肝臓、呼吸器、骨、歯、神経系、腎臓、全身毒性、膀胱の障害のおそれ

H400 水生生物に非常に強い毒性  
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

## 注意書き

## 安全対策

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
(P202)

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

#### 応急措置

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)

皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313)

眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)

漏出物を回収すること。(P391)

#### 保管

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)

#### 廃棄

施錠して保管すること。(P405)

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

#### 化学物質・混合物の区別

#### 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酸化アルミニウム	60.0～70.0%	Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	(1)-23	既存	1344-28-1
フェノール樹脂	10.0～20.0%	不明	(7)-903	既存	9003-35-4
ガラスファイバー	10.0～20.0%	不明	不明	不明	-
ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	1.0～10.0%	AlF <sub>6</sub> Na <sub>3</sub>	(1)-14,(1)-332	既存	13775-53-6
カーボンブラック	1.0～10.0%	C	不明	不明	1333-86-4
酸化チタン	1.0～10.0%	O <sub>2</sub> Ti	(1)-558,(5)-5225	既存	13463-67-7
アクリロニトリル・ブタ-1,3-ジエン重合物	1.0～10.0%	不明	(6)-454	既存	9003-18-3

ヘキサメチレンテトラミン	1.0~10.0%	C6H12N4	(5)-1155	既存	100-97-0
フェノール	<1.0%	C6H6O	(3)-481	既存	108-95-2
非晶質シリカ	<1.0%	O2Si	(1)-548	既存	7631-86-9
炭酸カルシウム	<1.0%	CCaO3	(1)-122	既存	471-34-1
硫酸バリウム	<1.0%	BaO4S	(1)-89	既存	7727-43-7
メタノール	<1.0%	CH4O	(2)-201	既存	67-56-1
酢ビ-塩ビ共重合樹脂	<1.0%	不明	(6)-76,(6)-82	既存	9003-22-9
酸化ナトリウム	<1.0%	Na2O	(1)-495	既存	1313-59-3
ホルムアルデヒド	<1.0%	CH2O	(2)-482	既存	50-00-0
2,5-ジ-tert-アミルハイドロキノン	<1.0%	C16H26O2	(3)-553	既存	79-74-3
トリス(2,4-ジ-tert-ブチルフェニル)ホスファイト	<1.0%	不明	(3)-3510	既存	31570-04-4
ペンタエリスリトール-テトラキス[3,(3',5'-ジ-tert-ブチル-4'-ヒドロキシフェニル)プロピオネート]	<1.0%	不明	(3)-1693	既存	6683-19-8

#### 4. 応急措置

吸入した場合(使用時に発生する粉じん)

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚(又は髪)に付着した場合(使用時に発生する粉じん)

皮膚に付着した場合:多量の水/適切な薬剤で洗うこと。  
皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診察/手当を受けること。

眼に入った場合(使用時に発生する粉じん)

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。  
その後も洗浄を続けること。  
眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当を受けること。

飲み込んだ場合(使用時に発生する粉じん)

口をすすぐこと。  
気分が悪いときは医師に連絡すること。

急性症状及び遅延性症状の最も重要な徴候症状

徴候症状及び影響に関する具体的な情報なし。

医師に対する特別な注意事項

特別な処置が必要である。

#### 5. 火災時の措置

消火剤

適切な消火剤

周辺設備に適した消火剤を使用する。

使ってはならない消火剤

使ってはならない消火剤データなし

	特有の危険有害性	特有の危険有害性データなし
消防を行う者への勧告	特有の消火方法	関係者以外は安全な場所に退去させる。
	消防活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	消防作業従事者は全面型陽圧の自給式呼吸保護具を着用する。
<b>6. 漏出時の措置</b>		
(使用時などに発生した粉じんが漏出した場合) 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置		関係者以外は近づけない。 回収が終わるまで充分な換気を行う。 適切な保護具を着用する。
環境に対する注意事項		漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。 下水、排水中に流してはならない。 粉じんが飛散しないようにする。
封じ込め及び浄化の方法及び機材		掃き集めて、容器に回収する。 回収物はラベルを貼って密閉容器に保管する。
<b>7. 取扱い及び保管上の注意</b>		
取扱い	技術的対策 (取扱者のばく露防止)	使用時に発生する粉じんを吸入しないこと。
	(注意事項)	使用時に発生する粉じんが皮膚に触れないようにする。 使用時に発生する粉じんが眼に入らないようにする。 使用時に発生する粉じんの堆積を防止する。
安全取扱注意事項		使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 保護手袋を着用すること。 保護眼鏡/保護面を着用すること。 指定された個人用保護具を使用すること。
	接触回避	データなし
	衛生対策	使用時に発生する粉じんを眼、皮膚、衣類につかないこと。 取扱い後は汚染個所をよく洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 取扱い後はよく手を洗う。
保管	安全な保管条件	データなし

## 安全な容器包装材料 データなし

## 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酸化アルミニウム	未設定	【粉塵許容濃度】(第1種 粉塵) 吸入性粉塵 0.5mg/m <sup>3</sup> 総粉塵 2mg/m <sup>3</sup>	設定あり
フェノール樹脂	未設定	【粉塵許容濃度】(第2種 粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m <sup>3</sup> 総粉塵4mg/m <sup>3</sup>	未設定
ヘキサフルオロアルミン酸三 ナトリウム	未設定	未設定	設定あり
カーボンブラック	未設定	【粉塵許容濃度】(第2種 粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m <sup>3</sup> 総粉塵4mg/m <sup>3</sup>	設定あり
酸化チタン	未設定	0.3mg/m <sup>3</sup> ;総粉塵 2mg/m <sup>3</sup> 吸入性粉塵 1.5mg/m <sup>3</sup>	設定あり
アクリロニトリル・ブタ-1,3-ジ エン重合物	未設定	未設定	未設定
ヘキサメチレンテトラミン	未設定	未設定	設定あり
フェノール	未設定	5ppm(19mg/m <sup>3</sup> )(皮)	設定あり
非晶質シリカ	未設定	【粉塵許容濃度】(吸入性 結晶質シリカ)0.03mg/m <sup>3</sup>	未設定
炭酸カルシウム	未設定	未設定	未設定
硫酸バリウム	未設定	未設定	設定あり
メタノール	200ppm	200ppm(260mg/m <sup>3</sup> )(皮)	設定あり
酢ビ-塩ビ共重合樹脂	未設定	未設定	未設定
酸化ナトリウム	未設定	未設定	未設定
ホルムアルデヒド	0.1ppm	0.1ppm(0.12mg/m <sup>3</sup> )【最 大許容濃度】 0.2ppm(0.24mg/m <sup>3</sup> )	設定あり
2,5-ジ-tert-アミルハイドロキ ノン	未設定	未設定	未設定
トリス(2,4-ジ-tert-ブチル フェニル)ホスファイト	未設定	未設定	未設定
ペンタエリスリトール-テトラ キス[3,(3',5'-ジ-tert-ブチル- 4'-ヒドロキシフェニル)プロピ オネート]	未設定	未設定	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
酸化アルミニウム	未設定	未設定

フェノール樹脂	未設定	未設定
ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	未設定	未設定
カーボンブラック	レスピラブル粒子として0.3mg/m <sup>3</sup> (適用日:2025/10/01)	-(適用日:2025/10/01)
酸化チタン	未設定	未設定
アクリロニトリル・ブタ-1,3-ジエン重合物	未設定	未設定
ヘキサメチレンテトラミン	未設定	未設定
フェノール	未設定	未設定
非晶質シリカ	未設定	未設定
炭酸カルシウム	未設定	未設定
硫酸バリウム	未設定	未設定
メタノール	未設定	未設定
酢ビ-塩ビ共重合樹脂	未設定	未設定
酸化ナトリウム	未設定	未設定
ホルムアルデヒド	未設定	未設定
2,5-ジ-tert-アミルハイドロキノン	未設定	未設定
トリス(2,4-ジ-tert-ブチルフェニル)ホスファイト	未設定	未設定
ペントエリスリトール-テトラキス[3,(3',5'-ジ-tert-ブチル-4'-ヒドロキシフェニル)プロピオネート]	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先:<https://www.acgih.org/>

ばく露防止	設備対策	適切な換気のある場所で取扱う。 洗眼設備を設ける。 手洗い/洗顔設備を設ける。
保護具	呼吸用保護具	換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。
	手の保護具	保護手袋を着用する。
	眼の保護具	側面シールド付安全メガネまたは化学品用ゴーグルを着用する。
	皮膚及び身体の保護具	保護衣を着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	固体
形状	固体
色	黒色
臭い	無臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし

爆発下限界及び爆発上限界 下限 ／可燃限界		データなし
引火点	上限	データなし
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の保管条件/取扱い条件において安定である。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	情報なし

## 11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が4474.2988571mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が2542.5812429mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	(液体) GHS定義による液体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が22500ppmのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が10.4512857mg/lのため区分5とした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 10 × (区分1+1A+1B+1C)+区分2の成分合計が9.9%のため、区分3とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分3から区分に該当しないに変更。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 10 × (眼区分1+皮膚区分1)+眼区分2Bの成分合計が12%のため、区分2Aとした。
呼吸器感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
皮膚感作性	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖細胞変異原性	区分1の成分が1.5%のため、区分1とした。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
発がん性	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖毒性	区分1Aの成分が0.9%のため、区分1Aとした。 (生殖毒性) 区分1Bの成分が0.9%のため、区分1Bとした。 ※区分2は1.5%含まれる。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3(気道刺激性)の成分合計が60.9%のため、区分3(気道刺激性)とした。 ※区分2(肝臓)は2.1%含まれる。 ※区分2(呼吸器)は2.1%含まれる。 区分1(腎臓)の成分が1.5%のため、区分2(腎臓)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(全身毒性)の成分が1.5%のため、区分2(全身毒性)とした。 区分1(膀胱)の成分が1.5%のため、区分2(膀胱)とした。
	区分1(呼吸器)の成分が2.5%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(肺)の成分が60%のため、区分1(肺)とした。 区分1(呼吸器)の成分が2.81%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(胃)の成分が2.1%のため、区分2(胃)とした。 区分1(肝臓)の成分が2.1%のため、区分2(肝臓)とした。
	区分1(骨)の成分が2.1%のため、区分2(骨)とした。 区分1(歯)の成分が2.1%のため、区分2(歯)とした。 区分1(神経系)の成分が2.1%のため、区分2(神経系)とした。 区分1(腎臓)の成分が2.1%のため、区分2(腎臓)とした。
誤えん有害性	区分1(肺)の成分が2.1%のため、区分2(肺)とした。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	区分1 × 毒性乗率の成分合計が57.9%のため、区分1とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が120.99%のため、区分3とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

### 13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

#### 廃棄物の処理方法

環境への放出を避けること。  
内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。  
承認された廃棄物集積場で処理する。  
下水、地中、水中への廃棄を行ってはならない。

### 14. 輸送上の注意

#### 国連番号、国連分類

国連番号または  
ID番号

該当しない

正式輸送名

該当しない

分類または区分

該当しない

容器等級

該当しない

IMDG Code (国際海上危険物規程) に該当しない

IATA 航空危険物規則書に該当しない

#### 環境有害性

MARPOL条約附属書III - 個品有害物質による汚染防止

海洋汚染物質 (該当/ 非該当  
非該当)

#### 特別の安全対策

特別の安全対策データなし

バルク輸送におけるMARPOL条約附属書II 改訂有害液体物質及びIBCコード  
本品はバルク輸送されない。

#### 国内規制がある場合の 規制情報

船舶安全法に該当しない。  
航空法に該当しない。

### 15. 適用法令

#### 労働安全衛生法

変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)

1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1(3, 7)]デカン

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

カーボンブラック(安衛則別表第2の番号:403)(1-10%)

フェノール(安衛則別表第2の番号:1697)(<1.0%)

ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム(安衛則別表第2の番号:1846)(1-10%)

メタノール(安衛則別表第2の番号:2006)(<1.0%)

結晶質シリカ(安衛則別表第2の番号:578)(<1.0%)

酸化チタン(IV)(安衛則別表第2の番号:623)(1-10%)

1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1(3, 7  
↑)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)(安衛則別表第2の番号:1245)(<1.0%)

腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)

結晶質シリカ

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1(3, 7)]デカン

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

メタノール

濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

カーボンブラック(安衛則別表第2の番号:403)(1-10%)

フェノール(安衛則別表第2の番号:1697)(<1.0%)

ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム(安衛則別表第2の番号:1846)(1-10%)

メタノール(安衛則別表第2の番号:2006)(<1.0%)

結晶質シリカ(安衛則別表第2の番号:578)(<1.0%)

酸化チタン(IV)(安衛則別表第2の番号:623)(1-10%)

1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3. 3. 1. 1(3, 7  
↑)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)(安衛則別表第2の番号:1245)(1-10%)

労働安全衛生法(令和7年  
施行分)

労働安全衛生法(令和8年  
施行分)

労働安全衛生法(令和9年  
施行分)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

カーボンブラック(安衛則別表第2の番号:403)(1-10%)

フェノール(安衛則別表第2の番号:1697)(<1.0%)

毒物及び劇物取締法	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム(安衛則別表第2の番号:1846)(1-10%)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	メタノール(安衛則別表第2の番号:2006)(<1.0%)
化審法	結晶質シリカ(安衛則別表第2の番号:578)(<1.0%)
消防法	酸化チタン(IV)(安衛則別表第2の番号:623)(1-10%)
水質汚濁防止法	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3, 7↑)]デカン(別名ヘキサメチレンテラミン)(安衛則別表第2の番号:1245)(1-10%)
大気汚染防止法	2, 5-ジーターシャリーペンチルベンゼン-1, 4-ジオール(安衛則別表第2の番号:880)(<1.0%)
海洋汚染防止法	がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)
外国為替及び外国貿易法	結晶質シリカ 非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) 1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3, 7↑)]デカン(別名ヘキサメチレンテラミン)(管理番号:258)(1.5%)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	優先評価化学物質(法第2条第5項) 非危険物 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 生活環境汚染項目(法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2) 特定物質(法第17条第1項、施行令第10条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 有害大気汚染物質・自主管理指針対象物質(平成8年10月18日環大規第205号、令和4年10月18日環水大大発第2210181号) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号) 輸出貿易管理令別表第1の7項 輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項) 特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号) 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
水道法	

下水道法

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

じん肺法

法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業

土壤汚染対策法

特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)

#### 16. その他の情報

参考文献

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイド

化学品ドキュメント管理プラットフォーム(CDPF) SDS作成システム「ChemValue.AUTHOR」により作成

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。

また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですが、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。